

8 手続及び問い合わせ先

(1) 試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

視能訓練士国家試験運営本部事務所 東京都江東区有明 3 丁目 6 番 11 号 T F 〒113 東京都 7 階 郵便番号 135-0063 電話番号 03(5579) 6903

(2) 5 の②のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄するいずれかの視能訓練士国家試験運営臨時事務所とする。

視能訓練士国家試験運営臨時事務所

試験地

所在地

東京都 ランスタッド・札幌支店 国家試験係
北海道札幌市中央区北四条西 4 丁目 1 番 3 号 伊藤・加藤ビル 5 階
ランスタッド・仙台支店 国家試験係
宮城県仙台市青葉区中央 1 丁目 2 番 3 号 仙台ラークラン 15 階
ランスタッド・試験監督事業部 国家試験係

東京都江東区有明 3 丁目 6 番 11 号 T F 〒113 東京都 7 階

大阪府

ランスタッド・名古屋支店 国家試験係
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 24 番 15 号
フライム名古屋伏見ビル 2 階

ランスタッド・大阪支店 国家試験係
大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 2 番 22 号
ハービス E N T オフィスタワー 18 階

ランスタッド・広島支店 国家試験係
広島県広島市中区本通 6 番 11 号 明治
安田生命広島本通ビル 8 階

ランスタッド・高松支店 国家試験係
香川県高松市番町 1 丁目 6 番 8 号 高
松興銀ビル 8 階

ランスタッド・福岡支店 国家試験係
福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 6 番 8 号
天神ソイェンビル 9 階

人材派遣センターオキナワ 国家試験係
沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 7 番 1 号
琉球リークス総合ビル 9 階

あん摩ワッサージ指圧師国家試験の施行
あん摩ワッサージ指圧師、はり師、きゆう師等
に関する法律 (昭和 22 年法律第 217 号。以下「法」
という。)第 2 条第 1 項の規定により、第 55 回あん
摩ワッサージ指圧師国家試験を次のとおり施行す
る。

なお、試験の実施に関する事務は、法第 3 条の
4 第 1 項の規定により指定試験機関として指定さ
れた公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。
令和 8 年 9 月 1 日

厚生労働大臣 上野徹一郎
1 試験期日 令和 9 年 2 月 27 日 (土曜日)

2 試験地

(1) 照服者 宮城県、東京都、愛知県、大阪府、
香川県及び鹿児島県

(2) 視覚障害者 各都道府県

3 試験科目及び試験方法

(1) 試験科目 医療概論 (医学史を除く。)、衛
生学・公衆衛生学・関係法規、解剖学、生理
学、病理学概論、臨床医学概論、臨床医学各
論、リハビリテーション医学、東洋医学概論・
経絡経穴概論、あん摩ワッサージ指圧理論及
び東洋医学臨床論

(2) 試験方法 筆記試験により行う。ただし、
視覚障害者については、申請により次の方法
による受験を認める。

ア 拡大文字、超拡大文字又は点字による受
験

イ 試験問題を録音した D A I S Y - C D の
併用又は試験問題の読み上げの併用による
受験

ただし、文部科学大臣の認定した学校の
長又は厚生労働大臣の認定した養成施設の
長がやむを得ないと認めた者に限る。

ウ 照明器具、読書補助具、点字タイプライ
ター等の使用による受験

4 受験資格

(1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 90 条
第 1 項の規定により大学に入学することの
できる者 (法第 2 条第 1 項の規定により文部科
学大臣の認定した学校が大学である場合にお
いて、当該大学が学校教育法第 90 条第 2 項の
規定により当該大学に入学させた者又は法第
18 条の規定により学校教育法第 90 条第 1
項の規定により大学に入学することのできる
者とみなされる者を含む。)であって、3 年以
上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基
準に適合するものとして、文部科学大臣の認
定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成
施設において、あん摩ワッサージ指圧師とな
るのに必要な知識及び技能を修得したもの
(令和 9 年 3 月 15 日 (月曜日)までに修業し、
又は卒業する見込みの者を含む。)

(2) あん摩ワッサージ指圧師、はり師、きゆう
師等に関する法律の一部を改正する法律 (昭
和 63 年法律第 71 号。以下「改正法」という。)

の施行の際 (平成 2 年 4 月 1 日) 現に改正法
による改正前の法第 2 条第 1 項の規定により
文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定
した養成施設において同項に規定する知識及
び技能の修得を終えていない者並びに改正法
施行の際に当該学校又は養成施設において当
該知識及び技能を修得中の者であって、改正
法施行後にその修得を終えたもの

(3) あん摩ワッサージ指圧師、はり師及びき
ゆう師に係る学校養成施設認定規則 (昭和 26 年
文部省・厚生省令第 2 号) 第 4 条に定める程
度の正しい視覚障害があり、学校教育法第 57
条の規定により高等学校に入学することので
きる者 (法第 18 条第 2 項の規定により、学
校教育法第 57 条の規定により点字学校に
入学することのできる者とみなされる者を
含む。)であって、法第 18 条第 2 項第 1 項の
規定により文部科学大臣の認定した学校又は
厚生労働大臣の認定した養成施設において、
3 年以上、あん摩ワッサージ指圧師となる
のに必要な知識及び技能を修得したもの
(令和 9 年 3 月 15 日 (月曜日)までに修業し、
又は卒業する見込みの者を含む。)

(4) 沖縄県の復帰に伴う特別措置に関する法律
(昭和 46 年法律第 129 号) の施行の際 (昭和
47 年 5 月 15 日) 現に沖縄県内のあん摩ワッ
サージ指圧師に係る学校若しくは養成施設を
卒業している者又はこれらの学校若しくは養
成施設において修業中であり、沖縄の復帰に
伴う特別措置に関する法律の施行後に、当該学
校又は養成施設を卒業した者であって、法第
2 条第 1 項に規定するあん摩ワッサージ指
圧師となるのに必要な知識及び技能を修得し
た者と同等以上の知識及び技能を有する者
として都道府県知事が認めたもの

5 受験手続

(1) 受験を受けようとする者は、次の書類等を
提出すること。

ア 受験願書 あん摩ワッサージ指圧師、は
り師、きゆう師等に関する法律施行規則 (平
成 2 年厚生省令第 19 号) 様式第 5 号により
作成することともに、受験願書に記載する氏
名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票

に記載されている限りにおいて、氏名の横
に括弧書きの上、旧姓を併記して申請する
ことができる。

なお、3 の②のアによる受験を希望する
者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希
望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受
験希望」と記載すること。また、3 の②の
イを希望する者は、「D A I S Y - C D の併
用希望」又は「読み上げの併用希望」と記
載すること。

イ 写真 出願前 6 月以内に脱帽正面で撮影
した縦 6 センチメートル、横 4 センチメー
トルのもので、その裏面に撮影年月日及び
氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修
試験財団において交付する受験写真用台紙
に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記
入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、
若しくは在籍している学校若しくは養成施
設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団
において、その写真が受験者本人と相違な
い旨の承認を受けること。

ウ 修業証明書若しくは卒業見込証明書又は
卒業証明書
なお、修業見込証明書又は卒業見込証明
書を提出した者にあつては、令和 9 年 3 月
15 日 (月曜日) 午後 5 時までに修業証明書
又は卒業証明書を提出すること。当該期日
までに提出がなされないときは、当該受験
は原則として無効とする。

エ 受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア 受験に関する書類は、令和 8 年 12 月 1 日
(火曜日) から同年 12 月 18 日 (金曜日) ま
でに公益財団法人東洋療法研修試験財団に
提出すること。

イ 受験に関する書類を直接持参する場合の
受付時間は、アの期間中毎日 (土曜日及び
日曜日を除く。)午前 9 時 30 分から午前 12 時
までと午後 1 時から午後 5 時までとする。

ウ 受験に関する書類を郵送する場合は、書
留郵便をもって送付すること。この場合、
令和 8 年 12 月 18 日 (金曜日) までの消印の
あるものに限り受け付ける。

エ 受験に関する書類を受理した後は、受験
に関する書類の返還及び受験地の変更は認
めない。

(3) 受験手数料
ア 受験手数料は、19,500円とし、受験手数料の額を公益財団法人東洋療法研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。
イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は、令和 9 年 1 月 27 日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

6 合格者の発表 試験の合格者は、令和 9 年 3 月 26 日（金曜日）午後 2 時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報ページ及び公益財団法人東洋療法研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7 受験に伴う配慮 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和 8 年 11 月 5 日（木曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8 試験に関する照会先 公益財団法人東洋療法研修試験財団 東京都台東区上野 7 丁目 6 番 5 号 V O R T 上野 II 6 階 郵便番号 110-0005 電話番号 03 (5811) 1666 F A X 番号 03 (5811) 1667

はり師国家試験の施行
あん摩ツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号、以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定により、第 35 回ははり師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第 3 条の 4 第 1 項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。

令和 8 年 9 月 1 日
厚生労働大臣 上野賢一郎

1 試験期日 令和 9 年 2 月 28 日（日曜日）

2 試験地
(1) 府県 北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

(2) 視覚障害者 各都道府県

3 試験科目及び試験方法
(1) 試験科目 医療概論（医学史を除く）、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論、経絡経穴概論、はり理論及び東洋医学臨床論

ただし、同時にきゆう師国家試験を受けようとする者に対しては、はり理論又はきゆう理論以外の共通科目については、受験者の申請によりその一方の試験を免除する。

(2) 試験方法 筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。

ア 拡大文字、超拡大文字又は点字による受験
イ 試験問題を録音した D A I S Y - C D の併用又は試験問題の読み上げの併用による受験

ただし、文部科学大臣の認定した学校の長、厚生労働大臣の認定した養成施設の長又は都道府県知事の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。

照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験

4 受験資格
(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項の規定により大学に入学することのできる者（法第 2 条第 1 項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第 90 条第 2 項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第 18 条の規定により学校教育法第 90 条第 1 項の規定により大学に入学することのできる者）とみなされる者を含む。）であって、3 年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校、厚生労働大臣の認定した養成施設又は都道府県知事の認定した養成施設において、はり師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和 9 年 3 月 15 日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

(2) あん摩ツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 63 年法律第 71 号、以下「改正法」という。）の施行の際（平成 2 年 4 月 1 日）現に改正法による改正前の法第 2 条第 1 項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法の施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって、改正法施行後にその修得を終えたもの

(3) あん摩ツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 2 号）第 4 条に定める程度の若しくは視覚障害があり、学校教育法第 57 条の規定により高等学校に入学することのできる者（法附則第 18 条の 2 第 2 項の規定により、学校教育法第 57 条の規定により高等学校に入学することのできる者）であって、法附則第 18 条の 2 第 1 項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、5 年以上、あん摩ツサージ指圧師、はり師及びきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和 9 年 3 月 15 日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

(4) 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）の施行の際（昭和 47 年 5 月 15 日）現に沖繩県内のはり師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第 2 条第 1 項に規定するはり師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの

5 受験手続
(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等提出すること。

ア 受験願書 あん摩ツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 19 号）様式第 5 号により作成することともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

なお、3 の②のイによる受験を希望する者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、3 の②のイを希望する者は、「D A I S Y - C D の併用希望」又は「読み上げの併用希望」と記載すること。

イ 写真 出願前 6 月以内に脱帽正面で撮影した縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

ウ 修業証明書若しくは卒業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書
なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあつては、令和 9 年 3 月 15 日（月曜日）午後 5 時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア 受験に関する書類は、令和 8 年 12 月 1 日（火曜日）から同年 12 月 18 日（金曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に提出すること。

イ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前 9 時 30 分から午前 12 時までと午後 1 時から午後 5 時までとする。

ウ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和 8 年 12 月 18 日（金曜日）までの消印のあるものに限る受け付ける。

エ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

(3) 受験手数料
ア 受験手数料は、19,500円とし、受験手数料の額を公益財団法人東洋療法研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は、令和 9 年 1 月 27 日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

6 合格者の発表 試験の合格者は、令和 9 年 3 月 26 日（金曜日）午後 2 時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報ページ及び公益財団法人東洋療法研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7 受験に伴う配慮 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和 8 年 11 月 5 日（木曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8 試験に関する照会先 公益財団法人東洋療法研修試験財団 東京都台東区上野 7 丁目 6 番 5 号 V O R T 上野 II 6 階 郵便番号 110—0005 電話番号 03 (5811) 1666 F A X 番号 03 (5811) 1667

きゅう師国家試験の施行 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号、以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定により、第 35 回きゅう師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第 3 条の 4 第 1 項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。令和 8 年 9 月 1 日

厚生労働大臣 上野賢一郎

1 試験期日 令和 9 年 2 月 28 日（日曜日）

2 試験地

(1) 暗視者 北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

(2) 視覚障害者 各都道府県

3 試験科目及び試験方法

(1) 試験科目 医療概論（医学史を除く）、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論、経絡経穴概論、きゅう理論及び東洋医学臨床論

ただし、同時にはり師国家試験を受けようとする者に対しては、きゅう理論又ははり理論以外の共通科目について、受験者の申請によりその一方の試験を免除する。

(2) 試験方法 筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。

ア 拡大文字、超拡大文字又は点字による受験

イ 試験問題を録音した D A I S Y—C D の併用又は試験問題の読み上げの併用による受験

ただし、文部科学大臣の認定した学校の長、厚生労働大臣の認定した養成施設の長又は都道府県知事の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。

照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験

受験資格

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項の規定により大学に入学することのできる者（法第 2 条第 1 項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第 90 条第 2 項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第 18 条の規定により学校教育法第 90 条第 1 項の規定により大学に入学することのできる者）とみなされる者を含む。）であって、3 年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校、厚生労働大臣の認定した養成施設又は都道府県知事の認定した養成施設において、きゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和 9 年 3 月 15 日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

(2) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 38 年法律第 71 号、以下「改正法」という。）の施行の際（平成 2 年 4 月 1 日）現に改正法による改正前の法第 2 条第 1 項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法の施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得する者であって、改正法施行後にその修得を終えたもの

(3) あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和 26 年文部省令第 2 号）第 4 条に定める程度の著しい視覚障害があり、学校教育法第 57 条の規定により高等学校に入学することのできる者（法附則第 18 条の 2 第 2 項の規定により、学校教育法第 57 条の規定により高等学校に入学することのできる者）とみなされる者を含む。）であって、法附則第 18 条の 2 第 1 項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、5 年以上、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和 9 年 3 月 15 日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

(4) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）の施行の際（昭和 47 年 5 月 15 日）現に沖縄県内のきゅう師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第 2 条第 1 項の規定するきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの

受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア 受験願書 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 19 号）様式第 5 号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に指弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

なお、3 の②のアによる受験を希望する者は、受験願書の上に「拡大文字受験希望」「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、3 の②のイを希望する者は、「D A I S Y—C D の併用希望」又は「読み上げの併用希望」と記載すること。

イ 写真 出願前 6 月以内に脱帽正面で撮影した縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

ウ 修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあつては、令和 9 年 3 月 15 日（月曜日）午後 5 時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に際しては、令和 8 年 12 月 1 日（火曜日）から同年 12 月 18 日（金曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に提出すること。

イ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前 9 時 30 分から午前 12 時までと午後 1 時から午後 5 時までとする。

ウ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和 8 年 12 月 18 日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 受験に関する書類を受理した後は、受験に際しての書類の返還及び受験地の変更は認めない。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、19,500 円とし、受験手数料の額を公益財団法人東洋療法研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は、令和 9 年 1 月 27 日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

6 合格者の発表 試験の合格者は、令和9年3月26日（金曜日）午後2時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報ページ及び公益財団法人東洋療法研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。7 受験に伴う配慮 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和8年11月5日（木曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に申し出る。8 試験に関する照会先 公益財団法人東洋療法研修試験財団 東京都台東区上野7丁目6番5号 V O R T 上野Ⅱ 6階 郵便番号110-0005 電話番号03（5811）1666 F A X 番号03（5811）1667

臨床工学技士国家試験の施行 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号、以下「法」という。）第11条の規定により、第40回臨床工学技士国家試験を次のとおり施行する。なお、試験の実施に関する事務は、法第17条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人医療機器センターが行う。

令和8年9月1日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

- 試験期日 令和9年3月7日（日曜日）
- 試験地 北海道、東京都、大阪府及び福岡県
- 試験科目 医学概論（公衆衛生学、人の構造及び機能、病理学概論及び関係法規を含む）、臨床医学総論（臨床生理学、臨床生化学、臨床免疫学及び臨床薬理学を含む）、医用電気電子工学（情報処理工学を含む）、医用機械工学、生体物性材料工学、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学及び医用機器安全管理学
- 受験資格 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することができ、かつ、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第4条の規定により学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができ、かつ、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。以下同じ。）であ

て、法第14条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、3年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得した者（令和9年3月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）(2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づき大学又は臨床工学技士法施行規則（昭和63年厚生省令第19号、以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において2年（高等専門学校にあっては、5年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であつて、法第14条第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和9年3月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年厚生省告示第97号）

- 人文科学のうち2科目
- 社会科学のうち2科目
- 自然科学のうち2科目
- 外国語
- 保健体育
- 公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち8科目
- 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第14条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において1年（高等専門学校にあっては、4年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であつて、法第14条第3号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和9年3月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年厚生省告示第98号）

- 人文科学のうち2科目
- 社会科学のうち2科目
- 自然科学のうち2科目
- 外国語
- 保健体育
- 公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち4科目

(4) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において解剖学、生理学、生化学、医学概論、公衆衛生学、病理学、薬理学、免疫学、チーム医療概論、関係法規、応用数学、電気工学、電子工学、機械工学、計測工学、医用工学、生体物性工学、医用材料工学、医用機器学概論、医用治療機器学、生体計測装置学、臨床支援技術学、生体機能代行技術学、医療安全管理学、臨床医学総論、臨床実習の各科目（令和4年厚生労働省告示第113号）を修めて卒業した者（令和9年3月15日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

ただし、令和4年3月31日までに学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学、薬理学、免疫学、看護学概論、応用数学、医用工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、医用機器学概論、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学、医用安全管理学、臨床医学総論、関係法規及び臨床実習の各科目（以下、「昭和63年厚生省告示第99号指定科目」という。）を修めて卒業したものの並びに令和4年4月1日において現に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において臨床工学技士となるに必要な知識及び技能を習得中のものであつて昭和63年厚生省告示第99号指定科目を修めて卒業したもの（令和9年3月15日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）に對しても、受験資格を認める。

(5) 外国の生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床工学技士の免許に相当する免許を受けた者であつて、厚生労働大臣が(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(6) 臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であつて、法附則第2条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものであること、法施行の際（昭和63年4月1日）現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えていない者又は法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中であつて、その修得を法施行後に終えた者

5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

(ア) 受験願書 規則様式第6号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

(イ) 写真 出願前6月以内に脱帽正面で撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人医療機器センターにおいて交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは臨床工学技士養成所又は公益財団法人医療機器センターにおいて、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。